



# 下田まち遺産手帖

[しもだまちいさんてちょう]

vol.22 2023



下田市の景観への取組み

下田市は、市民共有の財産である“下田まち遺産”を活かした施策に取組み、景観まちづくりを推進しています。  
それは、先人たちから受け継いだ“財産”を“未来”につなげていくためです。



市内小・中学校における出前講座



まち遺産の周知を目的とした教室の開催

—下田まち遺産の普及啓発活動—



歴史的建造物修繕等への補助



協定団体活動費への補助

—景観まちづくり活動への助成—



認定番号：82 外浦海岸



登録番号：1 雑忠

—下田まち遺産の認定・登録化—

景観行政のあゆみ (※参考『景観用語事典 増補改訂版』1998年 株式会社 彰国社)

1888年 (明治21)	東京市区改正条例 欧米のような近代都市の実現を目的 (都市景観)
1897年 (明治30)	古社寺保存法 歴史的景観の保全対象を個別の社寺や城跡等に限定
1919年 (大正8)	都市計画法 (旧法) 都市景観の対象が全国に広がる
1931年 (昭和6)	国立公園法 自然風景地における景観保全の始まり 自然公園法 (1957年 (昭和32)) の前身
1966年 (昭和41)	古都保存法 京都、奈良、鎌倉などの歴史的風土 <sup>*1</sup> を開発から保護することを目的
1975年 (昭和50)	文化財保護法改正 (伝統的建造物群保存地区) 集落や町並みなど面的な地区の歴史的風致の保存が可能
2003年 (平成15)	「美しい国づくり政策大綱」発表 (国土交通省) 公共事業における景観形成の原則化や景観形成ガイドラインの策定など、15の具体的施策を掲げる

経済成長に伴う都市の無秩序な拡張への対策  
景観法成立まで都市景観の基本となる

2004年 (平成16)	景観法、都市公園法・都市緑地法改正 (景観緑三法) 景観について法的根拠を謳った初めての法律 景観の本質から、各地域に主体性を持たせた法体系となっており、都市公園法と都市緑地法の改正と併せて一体的な景観行政の道が示された
2007年 (平成19)	下田市、景観行政団体へ移行
2009年 (平成21)	下田市景観まちづくり条例 下田市景観計画 策定
2013年 (平成25)	地域における歴史的風致 <sup>*2</sup> の維持及び向上に関する法律 (通称：歴まち法)
2015年 (平成27)	下田市景観計画一部改正 (届出対象行為の追加等)
2018年 (平成30)	下田市歴史的風致維持向上計画 認定

※1：わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況 (古都保存法第2条第2項)  
※2：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境 (歴まち法第1条)

親子園芸教室を開催しました！—ハンギングバスケットづくり—

下田まち遺産の普及啓発と景観に対する理解を深めてもらうことを目的に、令和4年12月、親子園芸教室を開催しました。初めて企画・実施をした教室で、当日は風が強く、さらに寒い予報であったにもかかわらず、募集を開始した当日早々に定員に達するなど、多くの皆さまに感心を持っていただきました。市内の小学生と保護者6組13名の方にご参加いただき、グリーンアドバイザー資格を有する建設課職員が講師を務める中、まちなみにおける緑の大切さについて座学を行い、その後ハンギングバスケットづくりを体験しました。参加者には各組2個作成していただき、1つはご自宅に持ち帰っていただき家先を飾っていただいたほか、もう1つは駅前広場の通りを飾るためにご協力いただきました。駅前広場近くを通りかかった方は、ぜひ足を運んでいただきご覧になってみてください。



親子園芸教室の様子 (座学の様子)



親子園芸教室の様子 (苗の植え付け)



ハンギングバスケット (駅前広場)

コラム —「まちづくりを継続していく」ということ—

下田市では、下田旧町内の大横町通り・二丁目通り・三丁目通りにおいて、地域住民が通りに面して花々を飾り、良好な景観を形成している活動に対して、各花通りの会と協定を結んでいる。また、それら3つの通りを合わせ「認定番号：75 ハンギングバスケット通り」として、下田まち遺産に認定している。  
この活動はおよそ20年間、地域のリーダーたちが自ら学び、実践することで継続してきた。バスケットを1度や2度作ることで、それほど大きな労力がかかるわけではない。もちろん、花の苗を買う金銭的負担や、それらの水やりなどの日常的な管理は必要であるが、地植えの花々と異なり空中にあるバスケットは、花にとって特殊な環境であるため、管理には特に神経を使うという。それを数ヶ月にわたって毎日世話をし、季節の変わり目に合わせて次の苗と植え替える準備をし、植え終わった後はまた日常的な管理を継続する…。その活動を20年間続けてきたのが、この「ハンギングバスケット通り」の活動である。想像してもきれいな苦勞、大変さがあつただろうが、そこを強調するわけではなくその原動力について、「下田を訪れた観光客の皆さんがこの通りを歩いた時、何もなかったら寂しいじゃない。花が咲いていれば少しはきれいでしょう？そうやって喜んでもらえたら良いなって思うのよね…。」そう語りながら花の手入れをしている表情は、これまで20年間の苦勞を語りながらも、「通りを歩く人に喜んでほしい」とその一心で続けてきた、優しさにあふれる素敵な笑顔であった。

下田まち遺産「創り・育てる」ための取組—新規認定まち遺産の紹介—

認定番号：153 宵闇が旧町内を満ちる頃流れ出す、太鼓祭の練習の音色 (ジャンル：文化)

旧下田町内では、毎年8月14・15日に下田八幡神社例大祭 (認定番号：104 下田太鼓祭り)が行われます。太鼓や笛、三味線と合わせ正調を奏でますが、発祥は大坂夏の陣の陣太鼓によるものといわれています。その音色は各町・区で異なり、楽譜が存在しないため、若衆と呼ばれる各町・区の大人たちが、小中学生たちに身振り手振りで伝えています。  
7月初旬、本格的な夏が始まる少し前、1日の終わりに近づき辺りが真っ暗になった頃、どこかから夜の風に乗って太鼓の音が聞こえてきます。祭りに向けて各町・区で行われる練習によるものですが、「今年もいよいよ太鼓祭が近づいてきた…」そんな感覚にさせてくれます。まさに、下田のまちの風物詩です。  
その風物詩もここ数年、世界的な感染症の流行により一時的に聞こえなくなりました。まちの風物詩が無くなり「寂しい」「悲しい」という感情も、年を追うごとに無いことが日常になってしまうという、感覚の変化まで引き起こしました。

「新型コロナウイルス感染症の影響から、地域コミュニティのあらゆる活動が止まり、いったん色々なものが遮断されていたこの数年間は、改めて様々な物事の大切さを考えさせられました。汗ばむ身体に、窓を開けると聞こえてきた久方振りの太鼓の音は、いつものようにただ毎年続いていたのであれば気づくことのない、下田に生まれた人間にとって非常に心地よい音色でした。この音色は、地域のコミュニティがなくては成り立たないものです。」

提案者からはその理由として、「昨年久しぶりに聞こえてきた太鼓の音色は、改めて下田の人にとって大切なまち遺産であり、それに気づいた瞬間だった。」とおっしゃっていました。  
あらゆる活動が自粛を余儀なくされ、それまで当たり前だったものが失われつつあります。こうした文化や伝統の継承をいかに継続していくか、大きな課題に直面していると感じます。まずは、これからの未来を見つとも、これまで自分たちが歩いてきた過去をしっかりと見つめ直し、またこれから先を歩く次の世代へ「まち遺産」を受け継いでいく、その意識を持つところから1歩ずつはじめていきたいと思います。

専門家による現地調査を実施しました！—静岡県景観形成推進アドバイザー制度の活用—

令和4年10月24～25日に下田市景観まちづくり審議会の作業部会を実施しました。現在市では、前号でご案内したように、平成21年に策定した「下田市景観計画」の改定作業を進めており、市内各地の現地調査や会議、検討を重ねています。

今回は、里山の風景が残り、稲作風景も見ることのできる稲作地域を重点的に検証し、また、これまでに現地調査を実施した浜崎・朝日地域について専門的評価を受けることを目的に、東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授 荒井 歩 先生をお招きし、荒井先生が専門分野とされている里山景観や、これまで全国の自治体に出向き、アドバイザーや審議委員などを務められている先生のご経験から、下田市をどのように見られるのか、率直なご意見を伺いました。

初日は白浜地域を国道135号を車で走りながら見ていただき、その後稲作地域の現地調査に同行いただきました。加増野地区を訪れた際には報本寺の富永住職からお話を伺うことができ、また加増野地区の農業景観における稲作風景、里山景観を見ていただきました。

荒井先生からは、「稲作地域は確かに稲作の風景や里山の景観が残っている。『下田＝海』という印象を、特に観光客などは強くイメージするが、『山の景観』がこのように残っていることは地域の貴重な財産。また、加増野地区のようにお寺が地区の拠点として確立し、それを中心として地域が一体となっていることが素晴らしい。」といった評価をいただきました。

2日目はこれまで作業部会で現地調査を行った浜崎・朝日地域を視察しました。朝日地域は前日の稲作地域と同様に、稲作風景と里山景観が残っているエリアです。荒井先生からは、前日の稲作地域と関連付けて、「例えば、全国の自治体や地域から農業振興の観点における景観活用の助言を求められます。その際にいつも質問されるのが『何を栽培したらいいですか?』という内容です。これについては、『これを栽培すれば良い。』という正解はありません。もちろんその地域、地区の特産に力を入れることも良いでしょうし、商品価値が高い作物や、6次産業化につながる作物に絞って取り組むこともまた正解です。大事なのは、『その活動を地域が一体となって進めること』そして『次の世代につなげていながら継続的に活動していくこと』この2点です。こうした活動の掘り起こしのために、地域住民が参加するワークショップを開催することも方法の1つです。そうした取組みから景観活用のガイドブックのような刊行物を作成し推進していくこともできます。いずれにせよ、地域が一体となって何をするのか、どう取り組んでいくのか、それを住民の方々が共有することが大事ですね。」このように助言をいただきました。

静岡県景観形成推進  
アドバイザー制度とは…

景観分野の専門家を、市町の要請により県が派遣します。各市町は、専門的立場からの助言を受けたい時や、市民向けに講座を開催したい際、県を通じて専門家に依頼することができます。また、依頼に関する費用は県が負担し、市町の景観施策を強力に支援してくれています。

〈現地調査の様子〉



加増野地区・報本寺で富永住職からの聞き取り  
(前列中央 荒井先生)



現地調査時に荒井先生との意見交換  
(稲作地域・加増野地区)



現地調査終了後の荒井先生との振り返り  
(会場：中央公民館)

コラム —「伝えていくという難しさ」—

今年の1月8日早朝、およそ20年振りにある行事へ参加した。正月飾りや書き初めで使った半紙などを焼き、焼けた松の枝を家に持ち帰って玄関先に飾ることで、1年間の火除けを願う。残り火で焼いた餅や団子を食べ、今年1年の無病息災を願う行事、「どんど焼き」だ。今から20年以上前、私は小学生の頃に子供会の行事として参加していた。前日から公民館に泊まり、翌日6年生を中心に班に分かれ、早朝から地区内を子供会の役員である大人たちと練り歩いた。「どんど焼きだー、みんな起きろ！」とお決まりの台詞を大声で言いながら、家の玄関先に置かれた正月飾りを集めて回った。

こうした行事を子どもながらに経験できたことで、何となく地域の年中行事を覚えるきっかけにもなり、火の扱い方を大人から教わることもできた。このように、子どもたちが地域の大人と交流することは、子どもの教育にとっても良い機会であり、なにより地域のコミュニティとしてのつながりを持っていったと思う。

今年参加していた子どもはおそらく10人もおらず、消防団として参加した私や、子供会の役員、地域の大人たちの方が断然多かった。もちろん子どもの数が少なかったこと自体が悪いわけではなく、少子化の影響や、コロナ禍で人混みを避けたい心情もあるだろう。ただ、早朝から真冬の寒さに耐え、火の熱さと力強さを間近に感じた後、水平線から登ってくる太陽とそれに照らされる波の美しさは、20年前に見た景色と変わらず、大人になった今でも感動する、懐かしいふるさとの景色の1ページであった。この感動と、寒い中で朝ご飯代わりに食べる餅の美味しさを、ぜひ地域の子どもたちにも味わってもらいたかった。

旧町内に設置したポケットパークが第15回静岡県景観賞優秀賞を受賞しました！

令和4年度第15回静岡県景観賞において、下田旧町内のポケットパーク「大工町プレイス（設計：㈱地域まちづくり研究所、施工：㈱外岡組）」・「弁天橋ボードウォーク（設計：同上、施工：㈱土屋建設）」と、その周辺の公共空間（道路舗装面の修景）整備、それらを活用したこれまでの事業が評価され、優秀賞（日本造園建設業協会静岡県支部賞）を受賞しました。

この2つのポケットパークは、令和元年度に整備し、令和2年度より供用を開始しました。同時期に整備した周辺道路の修景舗装や、隣接する歴史的建造物との調和を図るよう設計したことによって良好な景観が形成されたこと。また、その中でこれまで取り組んできた、屋外空間を有効に活用してきた実績（令和2年度 屋外空間有効活用検証業務 ㈱ヘッズ東京本社）を評価していただきました。

静岡県景観賞は、こうした「良好な景観」と、そこで行われる「活動」の2つが選考条件となっています。良好な景観が形成されている地区又は施設において、それらの形成や保全に対し、住民団体やNPO、企業や学校、地元自治体などが主体となり、景観の保全、活用に寄与しているものが対象です。その歴史は古く、賞の名称が途中で変更されていますが、昭和63年度に第1回静岡県都市景観賞としてはじまり、現在まで続いています。市内では、平成6年度の第7回静岡県都市景観賞において旧町内の「ペリーロード」が最優秀賞を受賞したほか、「大賀茂川ボードウォーク」が第11回優秀賞（静岡県建築士会賞）、「ペリー上陸記念公園」が第18回優秀賞（静岡県建築住宅まちづくりセンター賞）を受賞しており、今回で4度目の受賞となりました。

◆審査員からのコメント◆

2つのポケットパーク整備は、近接するペリーロードと連結することで、より情緒ある下田らしい回遊散策景観の創出に成功しています。大工町プレイスでは歴史的資産が、弁天橋ボードウォークでは南国らしい植栽計画が、魅力的な景観形成に役立っています。既成のまちの要素や資源を細かな視点のもとに粒立たせ、小規模でありながら街に華をもたらし、このエリアの魅力を相乗的に高めています。



供用開始直後の大工町プレイス（左）と弁天橋ボードウォーク（右）



◇コロナ禍における屋外空間の有効活用について市民・専門家・行政による検討会の様子



◇放置竹林対策「竹あかり」のにぎわい創出 [実施：下田商工会議所]



◇民間事業者によるサテライトショップの出店 [協力：南かめむら生花店]

100年後の誰かも、感動させたい。

『静岡県景観賞30周年記念誌』（平成29年（2017）11月発行）には、このように謳われています。

～たとえば、風景が1枚の絵画だとするならば、景観は一篇の小説である。そこにはいつも、人がいる。当たり前を打ち破ろうとする人。受け継いだものを繋ごうとする人。無くした誇りを取り戻そうとする人。新しい価値を創り出そうとする人。未来を想って動こうとする人。わたしたちが美しい景観に心動かされてしまうのは、目に映る風景の中に彼らの物語を感じているからではないだろうか。その物語が続くかぎり、美しい景観は積み重なっていく。50年後も、100年後も、きっと。～

今を生きる私たちは、50年後の人たちに、100年後の人たちに、それまでにどのような物語を積み重ね、どれほど感動する小説を書き残していけるでしょうか。みんなで考え、取り組んでいきましょう。物語の積み重ねを。

【特集】「景観を学ぶー下田市景観計画に携わってー」



下田市景観まちづくり審議会委員  
下田市景観まちづくり審議会作業部会副部長

下田土木事務所都市計画課

田中課長インタビュー

◎プロフィール  
昭和46年（1971）生まれ、島田市出身。  
平成6年12月静岡県庁入庁。土木技師として静岡土木事務所 都市計画課に配属。これまでに通算10回の異動を経験し、令和3年4月より下田土木事務所 都市計画課長として着任し、現職。  
趣味は、読書・ジョギング・釣り。

下田市の景観施策へ携わっていただいている下田土木事務所都市計画課 田中課長にインタビューをさせていただきました。この下田に赴任され、下田の景観をどのように思っているのか。また、市外の方が下田を見た時にどのように見え、下田の特長をどのように捉えているのか。様々な視点からお話を伺いました。



◆ 本日はインタビューに応じていただきありがとうございます。田中課長は下田土木事務所へ異動されて今年度で2年目になると伺っています。率直に伺いたいのですが、下田の生活はいかがですか？住む前の下田の印象と、住んでからの下田の印象は何か変化がありますか？

（田中課長）

おっしゃるように令和3年4月に下田土木事務所都市計画課長として異動してきましたので、今年度で下田の生活は2年目になりますね。実は以前にも下田に住んでいたことがあって、平成10年4月から3年間住んでいました。当時、入田浜の官舎に住んでいましたが、夏の時期になると海水浴客でよく道が渋滞していたのを覚えています。今はその頃に比べ、コロナ禍ということもありますが、人出が減ってまちが静かになっている気がしますね。それから、下田の気候は住みやすいですね。自分に合っているように思えて、すごく快適に過ごせています。海や山があって自然が豊富ですし、まちが集約されているので生活しやすいという印象ですね。

◆ まさか2度目の下田赴任だと思いませんでしたが、確かにまちの雰囲気は変わってきていますよね。いろいろな方から同じようにお話を伺います。そんな中、田中課長に下田を気に入っていただいていることがすごくうれしいです。

それでは、ここから景観に関する内容について伺います。田中課長は、下田土木事務所都市計画課長として下田市の景観まちづくり審議会委員を務めていただいているほか、同審議会の作業部会副部長として、現在「下田市景観計画」の改定作業にも携わっていただいています。ちなみにですが、土木技師として長く現場に携わっていらっしやると伺っていますが、景観行政への関わりはこれまでのキャリアでいかがだったのでしょうか？

（田中課長）

現在のポストになるまで、景観行政に関わったことはありませんでした。例えば、ガードレールの色を決める時も県の指針に則した色を選ぶだけでしたので、あまり意識したことはありませんでした。ただ、先ほど下田に以前住んでいたことがあったとお話しましたが、下田土木事務所にはほかにもう1度在籍していたことがあり、その時は松崎支所に配属されていました。その在籍中に国道136号の道路拡幅工事に関わったのですが、その区間が文化財保護法の名勝「伊豆西南海岸」に指定されていて、工事の企画・実施に際して景観検討会を立ち上げることとなり、そこに参加していました。検討会で議論した結果、周囲の景観に配慮した工法や色彩を取り入れることとなり、この経験を通して初めて周囲に馴染む公共施設を意識しましたね。

◆ 文化財が絡んだ道路工事を経験されていらっしやっただけですね。ちなみに、先ほどガードレールの色を決める際に県の指針があると伺ってましたが、静岡県で通常工事を行う際、景観に配慮した指針があるのでしょうか？

（田中課長）

県では平成23年6月に「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を策定し、現在では第4版となっています。これは良好な公共空間の形成を目指すもので、県が実施する公共工事において、道路防護柵などの設置頻度が高い構造物の形や色彩について統一ルールを設け、それら以外の構造物についても景観形成の考え方を示しています。公共事業の役割として、安全性の確保や利便性・快適性の向上だけでなく、公共空間の質の向上を図っていくことで、その地域の魅力を引き出し、暮らしの基盤をつくる。そうした考えから生まれた指針になっています。それからこの指針のおもしろいところは、公共事業の景観形成について「みんなにとって“及第点”」を目指していることです。時代の流行や担当者により、景観形成の手法が異なることで、統一感がなく煩雑な印象になることを防ぎ、公共施設が周囲の景観に溶け込み、その地域の魅力を引き出す効果につながるのではないかと考えてます。



松崎町石部地区 国道136号 富士見橋 (石部港より撮影)

◆ いわゆる「主役」にはならないものの、その地域の“ベース・基礎”となるような計画であったり、工事を実施していこうという目標なのですね。

確かに下田市内において考えると、およそ2年前に国道135号の尾ヶ崎ウイングから白浜方面に向かっての下り車線、海側の崖にあった樹木を修景伐採していただきました。当初は、“場”が変化したことへの反応から、皆さんより多くの反響があったと思いますが、シンプルに伐採したこと、歩道に設置されている転落防止柵が景観に配慮した色彩になっていますので、それらが特に目立つわけではなく、周囲の景色に溶け込んだ景観を形成していることで、今では当たり前の景色になっていますね。

次に、先ほど田中課長から景観行政にはじめて関わられた時のお話を伺いましたが、課長自身は、この「景観」をどのように捉えていらっしやいますか？

（田中課長）

簡単には定義できませんが、私自身が考えることとして、「景観」という字が示すとおり、それ自体は“景色”であり、“観られるもの”であると捉えています。景色の中には、“自然”もあれば“人が暮らす風景”もあります。そうした中で、もちろん住んでいる人の意見が1番ですが、住んでいる人の他に観光などで訪れる人の感じる良い景観が、住んでいる人と同じになると、それが理想だと思っています。

◆ おっしゃるように、住んでいる人にとっても、それから訪れる人にとっても、良いと思える景観を形成することができれば、それはまさに理想であると思います。そうした理想に近づいていくためにも、現在市が取り組んでいる「下田市景観計画」による景観形成は重要だと考えています。田中課長から見て、下田市の景観計画はいかがですか？

（田中課長）

下田市景観計画では、下田を象徴し、下田らしいものを未来へつなげていくために必要な内容が記載されていて、「下田まち遺産」を残していくための計画となっています。計画を策定した目的が明確になっている点と、計画の中で「景観形成デザインガイドライン（運用マニュアル）」を早期に策定する目標を立てているなど、凝り固まった計画ではなく、時代に合わせ進化させていく計画となっている点が特徴だと思います。しかしながら、計画策定時はこのような内容で良かったと思いますが、ただ「下田まち遺産を残していく」だけでなく、それらを生かすどのような景観に誘導していくのか明確にするとともに、だれもが理解できるような内容にすることで、より良い計画になると思います。また、この計画を皆さんに知っていただけるよう周知を図っていくことも同時に重要だと思います。繰り返しになりますが、下田を象徴し、下田らしいものを未来につなげていくとする「下田まち遺産」の取組は、非常に良い取組だと思います。この取組により市民の皆さんが下田の良さを再認識し、その資源を未来に残していくとする風土につながると思います。こうした、計画策定による景観誘導を図っている下田市は、積極的に景観施策に取り組んでいると思います。今後は担当課のみならず、他課も積極的に景観施策に取り組むことで、組織の横断的な連携を図るとともに、下田市民の景観に対する意識向上に寄与することができれば、下田市の景観がさらに良くなっていくと考えています。

◆ 下田市景観計画の評価や今後の目指すべき方向性について貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。確かにおっしゃるように、この『下田まち遺産手帖』の発行を通算で22冊続けてきたことは、市民の皆さんに「下田まち遺産」を知っていただきたいという思いからです。もちろん、この周知のための活動はこれからも続けていく中で、この景観資源をどのように活用し、そして未来へつなげていくか。この検討を進めていかなければと私たちも考えています。

最後になりますが、田中課長が好きな下田の景観があれば教えてください。

（田中課長）

私は眺望が好きで、寝姿山の展望台からの眺望と、下田公園からの眺望が好きです。どちらも下田湾と旧町内を眺められ、眺めていると時間の流れがゆったりと感じられるのが良いですね。良い景観は、ひとを幸せな気分させてくれると思います。



静岡県が策定、運用している「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）第4版」（一部抜粋）



田中課長がオススメする寝姿山からの眺望 (認定番号：No. 51 寝姿山からの眺望)



田中課長がオススメする下田公園からの眺望 (認定番号：No. 122 下田公園からの眺望)

景観まちづくり助成金制度について

下田市では、“景観まちづくり基金”を創設し、これまで運用してきました。基金の活用方法としては、景観まちづくりに寄与する活動に対して助成金制度による財政的な支援を行い、良好な景観の維持・保全、活用に取り組んでいます。基金の原資は、皆さんよりお寄せいただいた“ふるさと納税”により運用しています。

景観まちづくり助成金はどうやって使うことができるの？

助成金を利用するには、3つの項目のどれかに該当する必要があります。3つの条件は、次のとおりです。

- ①：下田登録まち遺産又は歴史的風致形成建造物の維持管理及び修繕等で条件に該当するもの  
景観的価値を損ねることなく維持管理又は修繕を行う場合、もしくはそれまで活用していなかった登録まち遺産を計画に基づき保全活用する場合に利用できます。

◇歴史的風致形成建造物 第2号 土藤商店 (令和2年度 木製引戸への改修事業)



歴史的風致形成建造物に指定されている土藤商店は、明治20年(1887)に主屋及び倉庫が建てられたという伝承があり、明治26年(1893)の銅板画や大正5年(1916)に撮影された古写真で確認することができます。市では、土藤商店の前面道路を修景舗装し、隣接する空き地にポケットパークを新設するなど、一帯として良好な景観の形成を図るよう事業を進めています。

◇歴史的風致形成建造物 第3号 榎田蔵 (平成24年度 リニューアル事業※倉庫→カフェ・CDショップ)



歴史的風致形成建造物に指定されている榎田蔵は、明治40年(1907)頃に建てられたという伝承が残り、平成19年(2007)頃まで倉庫として利用されていました。平成20年(2008)頃、大学の教員や学生、市民らが関わり、建物の活用を検討するプロジェクトが立ち上がりました。様々な検討の結果、所有者である榎田さん自ら飲食店の開業を決断し、平成25年(2013)2月にカフェ・CDショップとしてオープン。今年で開業10周年を迎えられました。

②：周辺の景観に配慮した庭先又は玄関先にするための協定に基づく活動

3軒以上が参加する協定において、庭先や玄関先を植栽等で景観的に配慮する場合に適用されます。



③：景観まちづくり推進組織の活動

景観まちづくり推進組織が行う活動に対して適用されます。

景観まちづくり基金のこれまで

景観まちづくりを推進するため、下田市では市民の皆さんよりお寄せいただいた寄附や、ふるさと納税を原資とした“景観まちづくり基金”を設置し、運用させていただいています。

基金は、登録まち遺産や歴史的風致形成建造物の維持管理や修繕、景観に関する協定を結ぶ団体や景観まちづくり推進組織の活動資金への助成金として活用しています。

年度	積立額(円)	取崩額(円)	累計額(円)
平成22年(2010)	1,530,000	0	1,530,000
平成23年(2011)	1,485,000	0	3,015,000
平成24年(2012)	1,100,000	2,000,000	2,115,000
平成25年(2013)	1,310,000	0	3,425,000
平成26年(2014)	1,055,005	0	4,475,005
平成27年(2015)	6,821,800	926,000	10,370,805
平成28年(2016)	9,505,310	104,000	19,772,115
平成29年(2017)	5,100,498	208,785	24,663,828
平成30年(2018)	6,819,640	1,260,945	30,222,523
令和元年(2019)	8,788,817	1,179,441	37,831,899
令和2年(2020)	5,853,793	3,620,727	40,069,965
令和3年(2021)	9,534,998	2,916,364	46,688,996

令和4年(2022)度ふるさと納税実績値※令和5年1月末現在

寄附件数：572件 寄附金額合計：21,230,000円

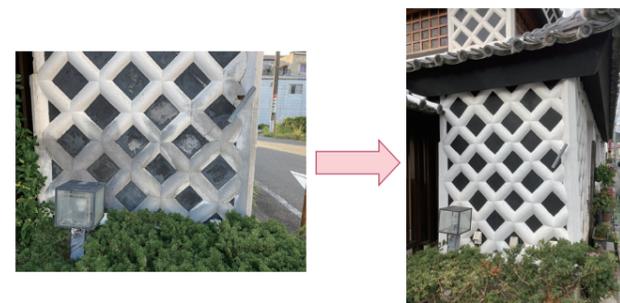
※令和4年度積立額・取崩額・累計額は、精算が済み次第お知らせいたします。

令和4年度景観まちづくり助成金活用状況 ※令和5年2月末現在

今年度の景観まちづくり助成金の活用状況についてお知らせします。上段で記載しましたように、助成金は、市民の皆さんよりお寄せいただいた寄附金を“景観まちづくり基金”として積立し、その積立金から運用しています。「歴史のまち 下田」を象徴する歴史的建造物は、歴史的まちなみ景観を形成する中心的役割を担います。それら建造物は、所有者の皆さんがこれまで管理され、活用されてきたことで、現在まで大切に受け継がれています。その管理には日常的なものから大きな修繕、工事まで様々ですが、歴史的な建造物であるが故に、現代建築物とは異なる苦労や金銭的負担があると伺っています。こうした取組みへの一助となるよう、条例等に基づき財政的支援をさせていただいています。所有者の皆さんの努力と、市民の皆さんからの支援をいただきながら、後世に伝えるべき大切な下田の「まち遺産」を守り、受け継ぐべく、活動を続けていきます。

	名称	助成対象	助成額(円)	事業内容
1	雑忠	歴史的風致形成建造物 登録まち遺産	2,000,000	外壁(なまこ壁等)修繕 伊豆石壁修繕
2	安直楼	歴史的風致形成建造物 登録まち遺産	1,785,333	屋根修繕 (瓦葺替え・下地木材入替え)
3	草画房	歴史的風致形成建造物 登録まち遺産	149,013	建物入口改修(復元)
4	平野屋	歴史的風致形成建造物 登録まち遺産	220,000	外壁(なまこ壁)等修繕

●平野屋：外壁(なまこ壁)等修繕



●雑忠：外壁(なまこ壁等)修繕、伊豆石壁修繕



# 下田市景観計画における届出対象行為について

## 下田市景観計画における届出対象行為について

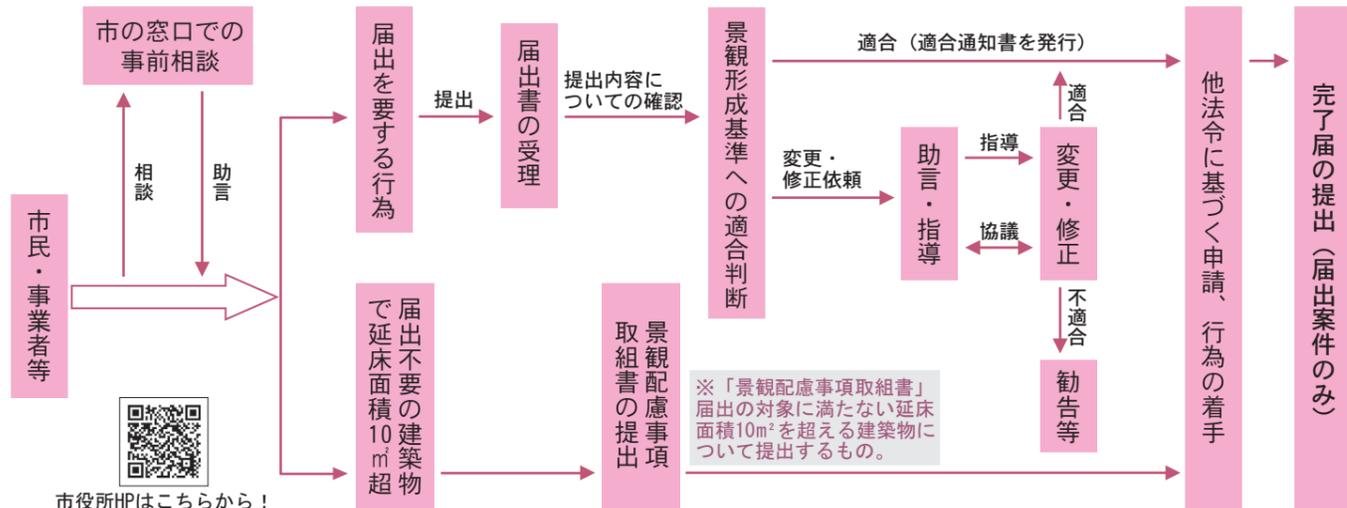
下田市景観計画では、その対象区域を市内全域に設定しています。これにより、市内において一定規模以上の行為を行う場合には、景観法第16条に基づき、届出をするよう定められています。

届出を要する規模については、行為の種類によって定められています。また、市内においても、景観的特徴のある地域をさらに「ゾーン」として区分けしており、規模の数値基準が異なります。詳しくは、建設課景観法担当又は市役所HPをご覧ください。

### ○景観法に基づく届出対象行為

行為の種類	届出を要する規模			
	市域全域 (景観誘導ゾーン、 景観重点地区以外)	景観誘導ゾーン	景観重点地区	
<b>建築物</b> (沿道型商業施設を除く)	高さ13m超又は 延床面積500m <sup>2</sup> 超	高さ10m超又は 延床面積300m <sup>2</sup> 超	延床面積10m <sup>2</sup> 超	
沿道型商業施設	敷地面積500m <sup>2</sup> 超又は 延床面積250m <sup>2</sup> 超	敷地面積300m <sup>2</sup> 超又は 延床面積150m <sup>2</sup> 超		
<b>工作物</b>	・鉄筋コンクリートの柱、 鉄柱・木柱類	高さ15m超	高さ3m超	
	・送電鉄塔類	※届出対象外※		
	・煙突類	高さ6m超		
	・記念塔類	高さ4m超		
	・高架水槽、サイロ、物見塔類	高さ8m超		
	・エレベーター類 ・遊戯施設(コースター等) ・製造施設、貯蔵施設類	高さ13m超又は 築造面積500m <sup>2</sup> 超	高さ10m超又は 築造面積300m <sup>2</sup> 超	高さ3m超又は 築造面積10m <sup>2</sup> 超
	・擁壁	高さ5m超	高さ2m超	高さ1m超
	・法面、垣、柵、塀類	高さ5m超	高さ3m超	高さ3m超
	・高架道路、高架鉄道、橋梁類	幅員13m超又は 高さ5m超	幅員10m超又は 高さ3m超	幅員10m超又は 高さ3m超
	・索道施設(ロープウェイ等)	高さ20m超	高さ13m超	高さ13m超
・太陽光発電設備 ・風力発電設備	高さ10m超又は 設置面積500m <sup>2</sup> 超	高さ10m超又は 設置面積300m <sup>2</sup> 超	高さ3m超又は 設置面積10m <sup>2</sup> 超	
<b>開発行為(宅地造成)</b>				
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘削、その他の土地の 形質の変更	面積2,000m <sup>2</sup> 超	面積1,000m <sup>2</sup> 超	面積300m <sup>2</sup> 超	
屋外における土石、廃棄物、 再生資源、その他の物件の 堆積	敷地内の堆積面積の 合計2,000m <sup>2</sup> 超又は 堆積の高さ5m超	敷地内の堆積面積の 合計1,000m <sup>2</sup> 超又は 堆積の高さ3m超	敷地内の堆積面積の 合計300m <sup>2</sup> 超又は 堆積の高さ3m超	

### ○行為着手までの手続きの流れ



# 『下田まち遺産手帖』バックナンバー

vol.1 2012年6月20日発行 表紙：認定番号 59 深根城址  
 vol.2 2012年12月13日発行 表紙：認定番号 31 爪木崎  
 vol.3 2013年3月8日発行 表紙：登録番号 13 蓮台寺温泉 しだれ桃の里  
 vol.4 2013年8月30日発行 表紙：認定番号 16 白濱神社 御三笠  
 vol.5 2013年11月28日発行 表紙：認定番号 54 田牛海洋  
 vol.6 2014年3月28日発行 表紙：認定番号 68 ベリー上陸記念碑  
 vol.7 2014年8月1日発行 表紙：認定番号28 吉田松陰寓居処  
 vol.8 2014年10月27日発行 表紙：認定番号 66 神子元島灯台  
 vol.9 2015年3月16日発行 表紙：登録番号 11 渡邊蔵  
 vol.10 2015年8月5日発行 表紙：認定番号 95 下田漁港 金目鯛  
 vol.11 2016年3月8日発行 表紙：認定番号 122 下田公園開園広場からの眺望  
 vol.12 2016年11月1日発行 表紙：認定番号 6 はまぼろ樹林  
 vol.13 2017年1月30日発行 表紙：認定番号 105 落合高根白山神社 鬼射  
 vol.14 2018年3月16日発行 表紙：認定番号 119 蓮台寺天神神社 大日如来坐像  
 vol.15 2018年9月7日発行 表紙：認定番号 107 田牛八幡神社おっぴいしゃり  
 vol.16 2019年3月30日発行 表紙：認定番号 26 尾ヶ崎ウイングからの眺望  
 vol.17 2020年2月7日発行 表紙：認定番号 78 武ヶ浜波除と今村公勤功碑  
 vol.18 2020年4月30日発行 表紙：認定番号 1 入田浜  
 vol.19 2020年12月18日発行 表紙：登録番号 3 柳田蔵  
 vol.20 2022年3月1日発行 表紙：認定番号 51 寝姿山からの眺望  
 vol.21 2022年10月1日発行 表紙：認定番号 151 稲穂の稲作風景

**バックナンバー問合せ先**

下田市建設課都市住宅係  
まち遺産手帖 担当

TEL : 0558-22-2219  
FAX : 0558-27-1007  
Mail : kensetsu@city.shimoda.lg.jp

※一部在庫が無い号もあります。ご了承ください。

**下田まち遺産**

### ー景観まちづくりへの決意ー

下田市では、平成21年(2009)12月17日に「下田市景観まちづくり条例」の制定と、「下田市景観計画」を策定しました。市民が誇りに思い、次世代に継承したい、下田を象徴し、下田らしいものを「下田まち遺産」と名付け、市の景観施策の柱としてきました。この下田まち遺産を「未来へつなげていく」ことを目指し、「知る」「創り・育てる」「支える」の三本柱を景観まちづくりの方針として推進してきました。三本柱の方針の内、「知る」取組みの1つとして市の景観広報誌『下田まち遺産手帖』の発行を平成24年(2012)に開始し、これまで11年間で計22冊を発行してきました。これからも市民共有の財産として、この「下田まち遺産」を未来へつなげるべく、取組を続けていきます。

## 下田まち遺産を未来へ

私たちのまち下田には、自然、歴史、文化及び人の暮らしに関連する貴重な資源が数多くある。その中で、市民が誇りに思い、次世代へ継承していくべき、下田を象徴し、下田らしさが感じられるものが「下田まち遺産」であり、市民共有の財産となっている。

この下田まち遺産を絶やすことなく、新たに創り出し、未来に活かしていくことが、私たちのふるさと下田の魅力を高め、豊かな発展をもたらすものである。

そこで、下田に携わる私たち全てが、下田まち遺産の価値や景観の重要性を認識し、協働によって下田まち遺産を活かしたまちづくりを推進する。

— 下田市景観まちづくり条例 前文より —

写真：「登録番号：3 柳田蔵」の伊豆石壁

『下田まち遺産手帖 vol.22』令和5年（2023）3月31日発行

発行元：下田市建設課 協力：下田市景観まちづくり市民会議

TEL:0558-22-2219 Mail:kensetsu@city.shimoda.lg.jp

『下田まち遺産手帖』は、下田市が発行する景観広報誌です。市内の公共施設や商業施設等で無料配布しています。過去の刊行物や下田まち遺産に関する情報は、市HPで確認できます。 下田市 HP <https://www.city.shimoda.shizuoka.jp>



下田まち遺産 HP は  
こちらから